

訪問看護ステーション リアン運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社縁-yukari が設置する訪問看護ステーション リアン(以下「ステーション」という。)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び、指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適切な運営及び利用者に対する適切な訪問看護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 ステーションは、訪問看護等を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護等の提供ができるよう努めなければならない。
 - ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名称: 訪問看護ステーション リアン
- 所在地: 岐阜市長良西山前 87-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 管理者: 看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の業務に従事し、又は同一敷地内にある事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 看護職員: 保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5名以上(内、常勤 1名以上)
訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護等を担当する。
- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士: 適当数 ※必要に応じて雇用する。
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間等)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 営業日: 月曜日から土曜日まで 但し、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- 営業時間: 午前9時から午後6時までとする。
- サービスは 0:00~24:00 365日の提供とする。

2 常時 24 時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護等の利用時間及び利用回数)

第6条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護等の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し、医療保険適用となる場合は除く。

(訪問看護等の提供方法)

第7条 訪問看護等の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書を作成し訪問看護等を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関に整備等を求め対応する。

(訪問看護等の内容)

第8条 訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持、食事介助及び排泄等日常生活の援助
- (3) 医療的処置の実施及び指導(吸引・酸素吸入・カテーテル管理・褥瘡処置・内服管理等)
- (4) 訪問リハビリテーションの実施と相談・指導
- (5) ターミナルケア・認知症患者の看護
- (6) 栄養・食事療法に関する相談・指導等
- (7) 介護用品の紹介や工夫の仕方の実施・指導
- (8) 生活環境の調整と指導
- (9) かかりつけ医師への連絡調整及び報告
- (10) 在宅療養を継続するために必要な援助相談・介護に関する相談
- (11) その他医師の指示による医療的処置

(緊急時における対応方法)

第9条 看護師等は訪問看護等実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第10条 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護等を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護等と連携して行われる死後の処置
- (2) 次条に定める通常の事業の実施地域を超えた場合の交通費はその実額を徴収する。なお、自動車

を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

1 キロメートル当たり 100 円

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、岐阜市とする。

(相談・苦情対応)

第12条 ステーションは、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故処理)

第13条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) ステーションは、利用者の人権擁護・虐待の防止の為、責任者を設置し、必要な体制の整備を行うとともに、その虐待防止の啓発・普及する為の委員会を設置し、定期的な研修を実施するなどの措置を講じるものとする。また、その結果、職員への周知の徹底を図る。

(2) ステーションは、利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行う。

(3) ステーションは、利用者が家族から身体的・心理的虐待を受けていると知った際は、関係市町村に通報を行う。

(事業継続計画の策定に関する事項)

第15条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは従業者に対し、業務継続計画について説明、周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用後1か月以内の初任研修

(2) 年3回の業務研修

2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から5年間保管しなければならない。

附 則

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。